

専門学校山梨県立農林大学校学校評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき、専門学校山梨県立農林大学校（以下「大学校」という。）の教育の質の向上を図り、大学校の設置目的を達成するために行う学校評価について必要な事項を定めることを目的とする。

(内部評価委員会の設置)

第2条 大学校の教育等の状況について自ら評価を行うため、大学校に内部評価委員会を設置する。

2 内部評価委員会は、別表1の委員で構成する。

3 内部評価委員会が行う内容は、次のとおりとする。

- 一 学校評価の企画・立案、分析及び進行管理
- 二 大学校評価シート（別紙様式1）による内部評価の実施
- 三 外部評価結果に伴う改善策の推進

4 内部評価委員会は、委員長が必要と認める時に開催する。

(外部評価委員会の設置)

第3条 大学校における教育活動等の状況に係る評価について検証するため、外部有識者による外部評価委員会を設置する。

2 外部評価委員会は、次の区分により校長が委嘱した委員をもって構成する。

- 一 農業者・農林業団体代表者
- 二 大学校関係団体代表者
- 三 県高等学校教育研究会農業教育部会長
- 四 行政機関代表者

3 委員の任期は委嘱した年度末までとする。

4 外部評価委員会に委員長を置く。

5 委員長は委員の互選により選出する。

6 委員長は、外部評価委員会を掌理し、座長を務める。委員長に事故ある時は委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(外部評価の実施方法)

第4条 外部評価委員会は、次により評価を行う。

- 一 内部評価委員会が行った第2条第3項に係る報告書及び資料
- 二 内部評価委員会等に対するヒアリング

(評価の公表)

第5条 内部評価の結果、外部評価の結果及び意見については、大学校のホームページへの掲載などにより公表するとともに、農政部農業技術課に報告するものとする。

(事務局)

第6条 内部及び外部評価委員会の事務は、大学校教務課が行う。

(その他)

第7条 校長は、この要領に定めるもののほか、学校評価の実施に関し、必要な事項について別に定めることができる。

附則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

別表1 内部評価委員会

校 長 (委員長)
次 長 (副委員長)
副校長
教務課長
研修課長
その他委員長が指定した者